

ITによる利便性が最大限生かされる規制制度改革について
-遠隔教育 と 不動産の重要事項説明-

平成27年2月3日

内 閣 官 房

情報通信技術(IT)総合戦略室

○ 課題と検討状況

<制度の現状>
 高校での遠隔授業は原則、正規授業として認められていない。

<対処方針> (平成25年12月20日)
 文部科学省は、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて、教育課程の特例措置や関係する事業の成果を活用し、総合的かつ網羅的に実践事例の収集・検証を行うとともに、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題及びその対応策について検討を行うための有識者会議を平成26年度早期に立ち上げる。有識者会議においては、平成26年度末までの実践事例の実施状況を踏まえつつ、平成27年度早期に検討状況の中間的な整理を行うとともに、その後のスケジュールについて明確化する。

<対処状況>
 ITを活用した遠隔教育の有効性や課題、対応策等について検討を行うため、平成26年7月に「高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議」を設け、ヒアリングや検討を実施し、平成26年12月に最終報告が取りまとめられた。今後はその最終報告を踏まえ、年度内を目途に必要な制度改正を行うとともに、実践事例の普及推進を図るため、来年度予算(案)においても、調査研究事業を別途計上している。

<スケジュール>

| 短期 | | | 中期 | | | 長期 | | |
|--------|---------------|--------------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
| | 有識者会議 設置準備 | 有識者会議での 検討・中間整理 | 中間整理に沿って取り組みを推進 (H27年度予算(案)で計上(調査研究の実施、実施体制の構築等)) | | | | | |
| | | 必要な制度の改正 | | | | | | |

高等学校での遠隔授業の正規授業化(遠隔教育)

○ 取組結果

- ・「高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議」(文部科学省)で、同時双方向型(双方向・同期・別空間)について、以下の要件を満たす場合、正規の授業として認める、制度改革(省令改正)の予定。
- ・文部科学省で、平成27年度予算(案)「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」の中で、高等学校における遠隔教育の普及推進に関する調査研究についても実証実験を行う予定。

同時双方向型(双方向・同期・別空間)



【要件】

- ①教育課程
 - ・現行の74単位のうち、36単位を上限
 - ※ただし、科目ごとに一部直接対面による授業を実施
- ②配信側の教員
 - ・担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員
 - ※受信側は、原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立ち合いの下で実施
- ③教科書・教材
 - ・現行と同様
- ④評価
 - ・配信側の教員が行う

【内閣官房IT総合戦略室における残された課題】

- 遠隔教育が地方創生の重要な一助ともなるよう効果検証をフォローするとともに、ICTに関する課題を含め運用面で頓挫することがないようにITサポート面を中心に引き続き関与・定期フォローアップが必要。
 - ・設置者(都道府県・市町村・学校法人等)や学校関係者への啓発
 - ・遠隔授業を成立させるサポート体制の構築
 - ・ICT環境の整備(一定の質を確保することを前提とした上で、費用面にも配慮)
- } →ITサポート体制の構築検討

○ 課題と検討状況

<制度の現状>

不動産取引の契約に際して宅地建物取引主任者が行う重要事項説明は、対面で行うこととされており、インターネットを通じて行うことは認められていない。また、契約の際に交付が義務付けられている書面の電磁的方法による交付も認められていない。

<対処方針> (平成25年12月20日)

国土交通省は、インターネット等を利用した、対面以外の方法による重要事項説明について、具体的な手法や課題への対応策に関する検討に着手し、平成26年6月に中間とりまとめを行い、平成26年中に結論を得て、必要な方策を講じる。また、契約に際して交付する書面の電磁的方法による交付の可能性についても検討を行い、平成26年中に結論を得る。

<対処状況>

平成26年4月より「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」を立ち上げ、検討を進めており、6月に第3回を開催し、中間とりまとめを作成し、公表。7月～8月に中間とりまとめについて意見募集を実施し、それも踏まえ、検討会を重ね、平成26年12月に最終取りまとめ(案)を提示し、平成27年1月に取りまとめられた。

<スケジュール>

| 短期 | | | 中期 | | | 長期 | | |
|--------|---------|--------|-------------------------------|--------|--------|--|--------|--------|
| 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
| 検討に着手 | | | 社会実験※最大2年の予定 (賃貸取引及び法人間取引) | | | 本格運用(賃貸取引及び法人間取引)※ 社会実験又は本格運用(個人を含んだ売買取引) | | |
| | 中間とりまとめ | 結論 | | | | | | |

※ 必要な対策をとること等で問題ないと判断され、かつ、新たに懸念が生じなかった場合

<取り組みの推進を阻害する障壁等>

宅地建物取引業法第35条に基づく取引主任者による重要事項説明は対面での説明を前提に運用されている。説明者による取引主任者のなりすましや、消費者が取引内容について理解が不十分、又は、誤解をした状態で契約を結ぶ等、トラブル発生リスクを国交省は懸念。

不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し

○ 取組状況

①重要事項説明について

- ・「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」(国土交通省)において、平成27年1月に最終とりまとめを行うとともに、平成27年度以降、①賃貸取引、②法人間取引(賃貸・売買)を対象とした社会実験を行うことを決定。

【社会実験について】

- ・期間は最大2年とし、6カ月程度の準備期間を含む(検証の状況に応じて短縮も検討)
- ・半年に1回程度の検証のための検討会を開催

検証項目(一例)

- ・重要事項説明のあり方や実物を確認しないで取引する事例の増加など、取引のあり方の変化
- ・利用する機器や環境などによる、消費者の理解の程度や新たなサービス
- ・IT機器の不具合や宅地建物取引主任者のなりすましといったトラブルの発生

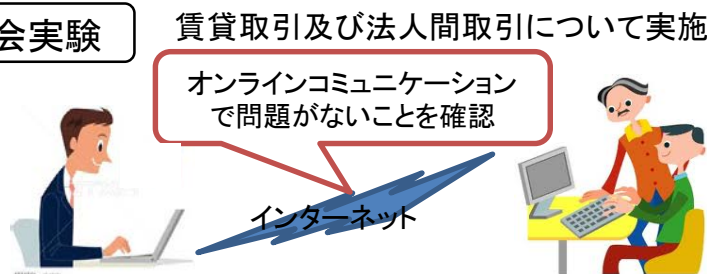
検証結果後の運用

- ・賃貸取引及び法人間取引については、社会実験の検証の結果、必要な対策をとること等で問題ないと判断され、かつ、新たに懸念が生じなかった場合は、本格運用へ移行
- ・個人を含む売買取引については、社会実験の検討結果を踏まえて、社会実験又は本格運用を行うことを検討

現状



社会実験



②書面交付について

- ・書面交付におけるIT活用については、電磁的方法による交付を法令上可能とすることについて検討する。

【残された課題】

- ・内閣官房IT総合戦略室はこれまでの知見を活かし、定期フォローアップすることで引き続き関与
 - ・消費者の理解の確保 → 効果検証に他分野での知見を活かすことを検討
 - ・取引に使用するデバイスの選択
 - ・取引主任者・消費者の本人確認 } → マイナンバー制度、公的個人認証等の活用を検討